

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名		住 所
①	株式会社富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
②	日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号
③	沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
④	日本無線株式会社	東京都中野区中野四丁目10番1号
⑤	株式会社日立国際電気	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

### 2 指名停止措置期間

- 1に掲げる者のうち①                      平成29年 3月 7日～平成29年 9月 6日（6箇月間）  
 1に掲げる者のうち②から⑤              平成29年 3月 7日～平成29年 6月 6日（3箇月間）

### 3 指名停止措置の適用範囲      茨城町が発注する建設工事・物品調達等

### 4 事実概要

1に掲げる者は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが受注できるようにすることなどにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月2日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

### 5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として公表されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第6号及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」（平成14年要領第3号）第2条第1項及び別表第2第4号に該当する。

なお、1に掲げる者のうち、②から⑤の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第4条第3項及び「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」（平成14年要領第3号）第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内</p>
<p>第4条第3項 (指名停止の期間の特例)</p> <p>町長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。</p>	

〈茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領 別表第2第4号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 関東区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内</p>
<p>第4条第3項 (指名停止の期間の特例)</p> <p>町長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。</p>	

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)